

平成27年 6月21日 No.1525

主な内容 2面◆消費者トラブルに巻き込まれな

いために

3面◆平成26年度下半期の区の財政 状況をお知らせします

6面◆情報公開・個人情報保護制度に

荒川区

☎ (3802) 3111 [A] (3802) 6262 📃 http://www.city.arakawa.tokyo.jp/ 🕤 http://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/

# ルで困ったときは

**高**話でしつこく投資 € を勧められて困っ ている」、「注文していない商 品が送られてきた」、「子ども がおもちゃでけがをした」 等、商品やサービスに関する トラブルで困ったことはあり ませんか?

区の消費者相談室では、区 民の皆さんのこうしたトラブ ルに関する相談を受け付ける ほか、消費生活での注意喚起

等、さまざまな啓 発活動を行ってい ます。

# 問 合 せ

産業振興課 ☎内線477

リ用くださ



## 消費者相談

日時 月~金、午前8時30 分~午後4時30分 ※正午~午後1時、出・旧・祝 等は除く

#### 多重債務特別相談

日時 毎月第2・4の) 午前9時~正午 ※ 祝等は除く。要予約

場所・問合せ 消費者相談室 (区役所6階産業振興 課内)

☎内線477

### 相談専用電話

**☎** (5604) 7055

消費者相談では 何を話せばいいの?

「商品の購入やサービスを受けたときの契 約に関する苦情やトラブル」「悪質商法によ る被害」「商品事故の苦情」等、消費生活に

消費者相談ってどんな相談?

関する相談です。

経緯や契約内容を話してください。相談員 は、消費者と事業者の双方に中立・公正な立場 で問題点を整理し、相談者に必要な情報を提供 して、自身で問題解決できるようアドバイスをします。

相談内容に応じて、相談室が消費者と事業者の間に入 り、双方の意見を聞いて、話し合いによる解決を図ること もあります。

相談に行くときは何を持って 行けばいいの?

> 契約書や購入のきっかけとなった パンフレット、保存してあるインタ ーネットの画面やメールの写し等が あれば持参してください。

事業者の紹介や、対応が悪い場合の 指導はしてもらえるの?

消費者相談室には、特定の事業者の信頼性 等の情報はありません。「事業者を紹介して ほしい」という相談には、事業者を選ぶとき の一般的な考え方や注意点等をアドバイスします。ま た、相談室には事業者に対して指導や命令を行う権限は ありませんので、ご理解ください。

# 日本年金機構の個人情報流出を悪用した不審電話等にご注意を

日本年金機構の保有する個人情報の流出について、日本年金機構や年金事務 所、区役所から電話・電子メールでの連絡や金銭等を求めることは絶対にありま せん。不審な電話・電子メール、訪問があった場合は、右記にご連絡ください。

【日本年金機構専用電話窓口】 ☎0120-818211(フリーダイヤル) 受付時間 午前8時30分~午後9時